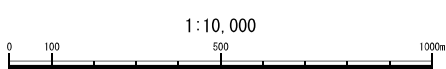


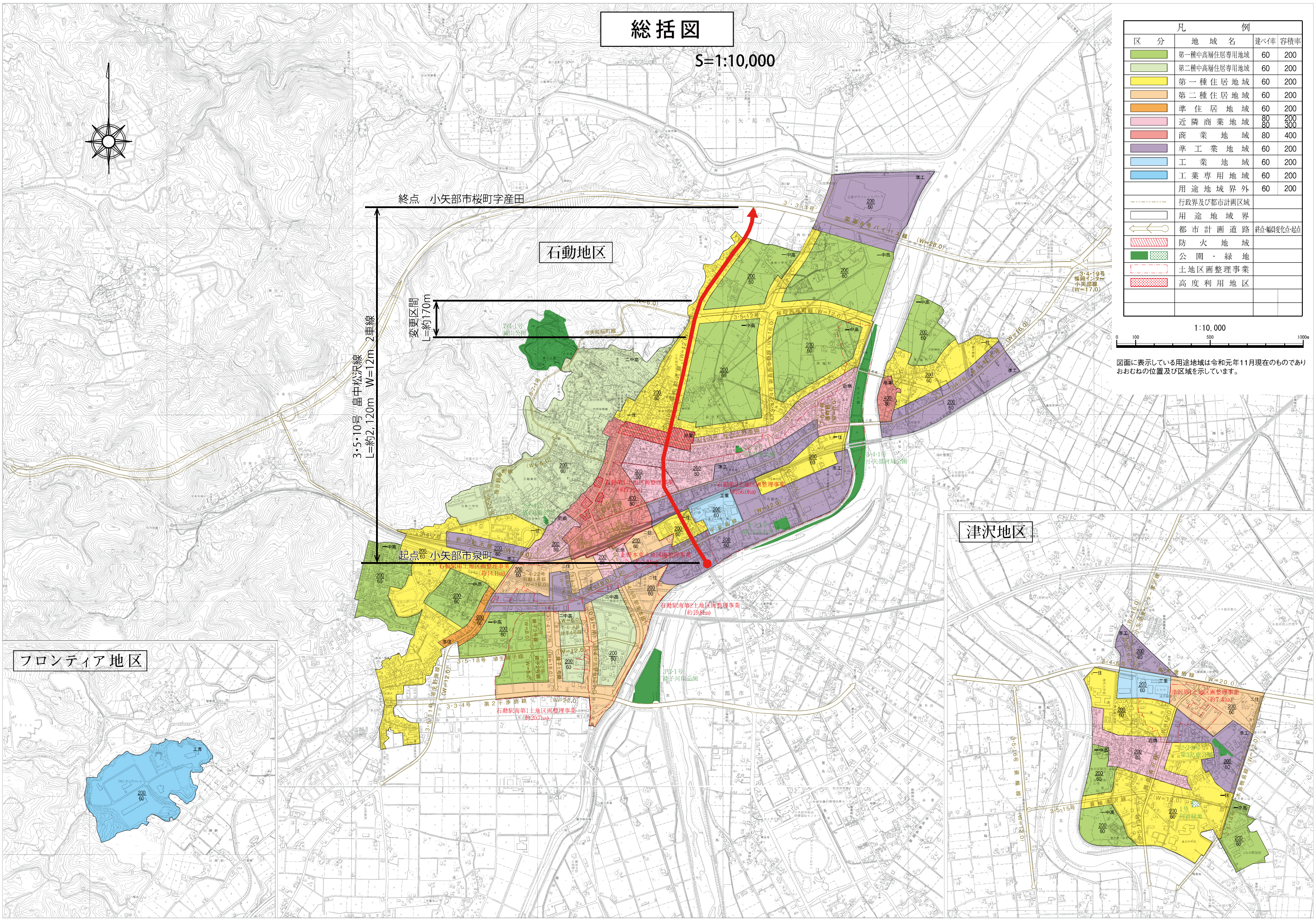
総括図

S=1:10,000

凡 例		建ぺい率	容積率
第一種中高層住居専用地域	60	200	
第二種中高層住居専用地域	60	200	
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域	60	200	
準住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	
商業地域	80	400	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
用途地域界外	60	200	
行政界及び都市計画区域			
用途地域界			
都市計画道路			
防火地域			
公園・緑地			
土地区画整理事業			
高度利用地区			



図面に表示している用途地域は令和元年11月現在のものでありおむねの位置及び区域を示しています。



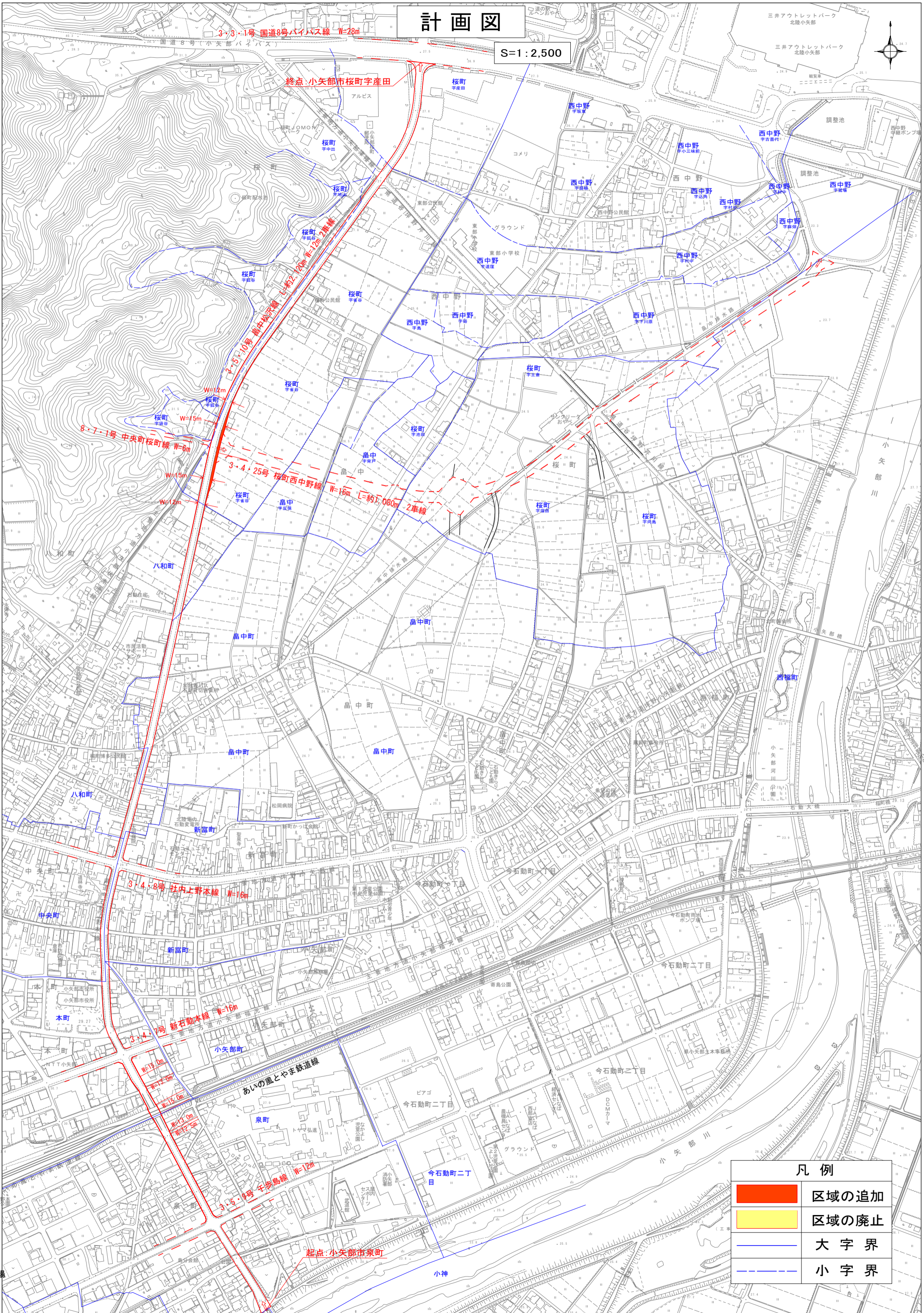
フロンティア地区

津沢地区

石動地区

計画図

S=1:2,500



凡例	
	区域の追加
	区域の廃止
	大字界
	小字界

小矢部都市計画道路の変更（富山県決定）

都市計画道路 3・5・10 号畠中松沢線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・10 号	畠中松沢線	小矢部市泉町	小矢部市桜町 字産田	小矢部市八和町	約 2,120m	地表式	2 車線	12m (12~15m)	あいの風とやま鉄道と立体交差 幹線街路と平面交差 5 箇所 特殊街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

幹線街路網の再検討の結果、都市計画道路 3・5・12 号桜町西福町線の線形を変更することとなった。

これに伴い、当該路線との交差点において、円滑な交通処理を図るため右折車線を設置する必要性が生じたことから、本路線の幅員構成を変更するもの。

また、都市計画法施行令に基づき車線数を定める。

変更理由説明書（3・5・10号 畠中松沢線）

（1）路線の概要

本路線は、小矢部市泉町地内を起点とし、小矢部市桜町字産田地内を終点とする延長約2,120m、幅員12mの幹線街路であり、昭和59年12月に都市計画決定(変更)され、現在ほぼ概成済みである。

（2）変更内容

本路線のうち、小矢部市桜町字雀谷地内の都市計画道路3・5・12号桜町西福町線との交差点付近約170m区間において、右折車線を設置するため、幅員を12mから15mに変更する。

また、本路線の車線数を、2車線に定める。

（3）変更の必要性

都市計画道路3・5・12号桜町西福町線は、上位計画である小矢部市都市計画マスタープラン(平成27年12月策定)において、良好な市街地の形成を誘導する道路として位置付けられており、平成29年度に実施した幹線街路網の再検討において、同路線の線形を変更することとなった。なお、当該路線の終点の変更(西福町→西中野)に伴い、名称を「3・5・12号桜町西福町線」から「3・4・25号桜町西中野線」に変更する。

この線形変更に伴い、本路線との交差点において、円滑な交通処理を図るために右折車線を設置する必要性が生じたことから、本路線の幅員構成を変更するものである。

また、都市計画法施行令の規定により、都市計画道路において車線の数を定める必要があることから、県道及び市道を含む全区間を2車線に定める。

小矢部都市計画道路の変更（富山県決定）

都市計画道路 3・5・10 号畠中松沢線を次のように変更する。

		変更前	変更後
名称	番号	3・5・10	同左
	路線名	畠中松沢線	同左
位置	起点	小矢部市泉町	同左
	終点	小矢部市桜町字産田	同左
	主な経由地	小矢部市八和町	同左
区域	延長	約 2,120m	同左
構造	構造形式	地表式	同左
	車線の数	—	2 車線
	幅員	12m	12m (12~15m)
	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	国鉄北陸本線と立体交差 幹線街路と平面交差 5 箇所 特殊街路と平面交差 1 箇所	あいの風とやま鉄道と立体 交差 幹線街路と平面交差 5 箇所 特殊街路と平面交差 1 箇所